

# 一般社団法人 Ethereum Japan

## 会員規約

### 第一章 総則

#### (目的)

#### 第1条

本規約は、一般社団法人Ethereum Japan(以下「当法人」という。)の会員制度に関し、会員の区分、入会、会費、権利義務その他必要な事項を定めるものとする。

#### (適用)

#### 第2条

- 1 本規約は、当法人の社員を除くすべての会員に適用される。
- 2 当法人の社員については、定款その他当法人の定める規程による。
- 3 本規約に定めのない事項については、法令、定款、その他当法人の定めによる。

#### (定義)

#### 第3条

- 1 本規約において「会員」とは、第4条に定める各区分の者をいう。
- 2 本規約に基づく会員は、いずれも一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員ではなく、当法人の社員総会における議決権を有しない。

### 第二章 会員区分

#### (会員区分)

#### 第4条

当法人の会員は、次の各号のとおりとする。

- 1 法人会員
- 2 個人会員
- 3 学生会員
- 4 賛助会員

## (法人会員)

### 第5条

法人会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の事業活動、情報交換、会合、分科会その他の活動に継続的に参加することを希望する法人又は団体とする。

## (個人会員)

### 第6条

個人会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の活動に参加することを希望する個人とする。

## (学生会員)

### 第7条

学生会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の定める方法により在学資格を証明した個人であって、当法人の活動に参加することを希望する者とする。

## (賛助会員)

### 第8条

賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を主として資金的、人的又は社会的に支援する個人、法人又は団体とする。

## 第三章 入会

### (入会申込)

### 第9条

当法人に入会を希望する者は、当法人所定の方法により入会申込みを行わなければならない。

## (入会審査)

### 第10条

- 1 法人会員及び賛助会員の入会は、事務局による審査を経た上で、理事会の承認をもって決定する。
- 2 個人会員及び学生会員の入会は、事務局の承認をもって決定する。ただし、事務局は必要があると認めるときは、理事会に付議することができる。
- 3 当法人は、入会申込に対し、承認又は不承認の判断を行う。
- 4 当法人は、不承認とした理由を開示する義務を負わない。

## (入会日)

### 第11条

会員資格は、前条の承認がなされた日に発生する。ただし、当法人が別途条件を定めた場合は、この限りでない。

## 第四章 会費等

### (会費)

### 第12条

- 1 会員は、別表に定める入会金及び会費を、当法人の定める方法により納付しなければならない。
- 2 会費の額、納付方法、納付時期その他必要な事項は、理事会が別に定める。
- 3 年度途中の入会における会費の取扱いについては、別に定める。
- 4 既納の入会金及び会費は、理由の如何に関わらず返還しない。

### (費用負担)

### 第13条

会員は、当法人の活動への参加に要する交通費、通信費その他の費用を、別段の定めがある場合を除き、自ら負担するものとする。

## 第五章 会員の権利

### (会員の権利の原則)

#### 第14条

- 1 会員は、その区分に応じて、当法人が別表、細則又は個別の案内等により定める範囲で、当法人の活動に参加し、又は当法人から情報提供その他の便益を受けることができる。
- 2 会員に付与される権利の具体的内容、範囲、回数、条件その他の詳細は、当法人が別に定める。

### (法人会員の権利)

#### 第15条

法人会員は、当法人が別に定める範囲において、次の各号の権利を有する。

- 1 会員向け会合、研究会、分科会その他の活動への参加
- 2 当法人からの情報提供の受領
- 3 当法人に対する意見提出
- 4 当法人所定のルールに従った会員表示
- 5 その他当法人が認める事項

### (個人会員及び学生会員の権利)

#### 第16条

個人会員及び学生会員は、当法人が別に定める範囲において、イベント参加、情報提供の受領、コミュニティ参加その他当法人が定める権利を有する。

### (賛助会員の権利)

#### 第17条

賛助会員は、当法人が別に定める範囲において、活動報告の受領、名称掲載、招待その他当法人が定める権利を有する。

### (会員表示)

#### 第18条

- 1 法人会員は、当法人が別に定める表示ルールに従い、当法人が認める表示を行うことができる。
- 2 賛助会員は、当法人が別に定める表示ルールに従い、当法人が認める表示を行うことができる。
- 3 個人会員及び学生会員は、当法人が別に認める場合を除き、当法人との関係について、第三者に対し法人会員又は賛助会員に準ずる表示をしてはならない。

4 すべての会員は、会員であることをもって、当法人が当該会員の事業、商品、サービス、見解その他を推奨、保証、認証、後援又は提携していると誤認させる表示をしてはならない。

## (登録担当者)

### 第19条

- 1 法人会員は、当法人が別に定める人数の範囲内で、登録担当者を定めることができる。
- 2 法人会員は、登録担当者に変更があった場合、遅滞なく当法人に届け出なければならない。
- 3 登録担当者による本規約上の行為は、当該法人会員による行為とみなすことがある。

## 第六章 会員の義務

### (遵守事項)

### 第20条

会員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 法令、定款、本規約及び当法人の定める諸規程を遵守すること
- 2 当法人の目的及び活動趣旨を尊重すること
- 3 会費その他当法人に対する債務を期限までに履行すること
- 4 登録情報に変更が生じた場合、遅滞なく届け出ること
- 5 当法人又は他の会員の名誉、信用又は利益を不当に害しないこと

### (秘密保持)

### 第21条

会員は、当法人が秘密である旨を明示して開示した情報又はその性質上秘密として取り扱うべき情報を、当法人の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

## 第七章 禁止事項

### (禁止事項)

### 第22条

会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 法令又は公序良俗に反する行為
- 2 当法人の信用、名誉又は秩序を害する行為

- 3 差別、ハラスメント、威迫、暴力その他これらに類する行為
- 4 反社会的勢力に該当し、又はこれと関与する行為
- 5 会員資格又は当法人から付与された権利の譲渡、貸与、名義貸しその他これらに類する行為
- 6 当法人の名称、ロゴ、イベント名その他の標章を無断で使用する行為
- 7 他の会員又は参加者に対する過度な営業、勧誘、宣伝、その他当法人が不適切と認める行為
- 8 虚偽又は誤認を招く情報を表示し、又は提供する行為
- 9 当法人又は他の会員から取得した非公知情報を、正当な権限なく開示又は利用する行為
- 10 当法人との関係、提携、後援、推奨、認証等の有無について第三者に誤認を生じさせる行為
- 11 Ethereum関連事業又は活動に関し、詐欺的、欺罔的又は著しく不透明な行為
- 12 その他当法人が会員として不適切であると合理的に判断する行為

## 第八章 調査、停止及び取消し

### (調査)

#### 第23条

- 1 当法人は、会員が本規約その他の規程に違反した疑いがあると認める場合、合理的に必要な範囲で調査を行うことができる。
- 2 会員は、前項の調査に合理的な範囲で協力するものとする。

### (注意、停止及び資格取消し)

#### 第24条

- 1 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、当該会員に対し、注意、権利の全部又は一部の停止又は会員資格の取消しを行うことができる。
  - a) 会費の納付を怠ったとき
  - b) 本規約、定款又は当法人の定める諸規程に違反したとき
  - c) 登録情報に虚偽があったとき
  - d) 当法人の信用、名誉又は秩序を害したとき
  - e) 反社会的勢力に該当し、又はこれと関与したとき
  - f) その他会員として不相当であると当法人が合理的に判断したとき
- 2 法人会員及び賛助会員に対する前項の措置は、事務局の審査を経た上で、理事会の決定により行う。
- 3 個人会員及び学生会員に対する第1項の措置は、事務局の決定により行う。ただし、事務局は必要があると認めるときは、理事会に付議することができる。
- 4 当法人は、必要があると認める場合、当該会員に対し、弁明の機会を付与することができる。
- 5 緊急を要する場合、当法人は、事前の通知なく、直ちに権利停止その他必要な措置を講ずることができる。

## 第九章 退会及び資格喪失

### (任意退会)

#### 第25条

会員は、退会日の1か月前までに当法人所定の方法により届け出ることにより、退会することができる。

### (資格喪失後の取扱い)

#### 第26条

- 1 会員は、退会、停止又は資格取消し後であっても、当法人に対して既に負担した債務の履行を免れない。
- 2 会員資格の喪失後は、当法人が別に認める場合を除き、会員としての名称表示その他会員であることを前提とする一切の行為を行ってはならない。
- 3 退会、停止又は資格取消しの際、既納の会費その他の金員は返還しない。

## 第十章 免責等

### (免責)

#### 第27条

- 1 会員は、自己の責任において当法人の活動に参加するものとする。
- 2 当法人は、会員相互間又は会員と第三者との間に生じた取引、交渉、紛争その他一切の関係について責任を負わない。
- 3 当法人は、会員又は賛助会員であることが、当該会員の事業、商品、サービス、見解その他を推奨、保証、認証又は後援することを意味しない。
- 4 当法人は、天災、通信障害、感染症、行政措置その他当法人の責めに帰することができない事由により会員向けサービスの全部又は一部が停止、中断、変更又は終了した場合であっても、その責任を負わない。

### (個人情報取扱い)

#### 第28条

当法人は、会員の個人情報を、当法人が別に定めるプライバシーポリシーその他の定めに従って取り扱うものとする。

# 第十一章 雑則

## (細則)

### 第29条

当法人は、本規約の実施に必要な事項について、理事会の決議又は当法人が別に定める方法により、細則、運用ルール、別表その他の定めを設けることができる。

## (規約の変更)

### 第30条

- 1 当法人は、理事会の決議により、本規約を変更することができる。
- 2 前項の場合、当法人は、変更後の規約の内容及びその効力発生日を、相当な方法により会員に周知するものとする。

## (施行)

### 第31条

本規約は、令和8年3月30日から施行する。

## 会員制度に関する別表及び細則

|                     |   |
|---------------------|---|
| 会員制度に関する別表及び細則      | 1 |
| 別表第1 入会金及び会費        | 2 |
| 備考                  | 2 |
| 別表第2 会員区分ごとの基本的権利内容 | 3 |
| 注記                  | 3 |

## 別表第1 入会金及び会費

| 会員区分 | 入会金         | 会費                | 納付時期                                | 備考                |
|------|-------------|-------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 法人会員 | 金 50,000 円  | 金 200,000 円 / 年   | 入会承認後20日以内<br><br>その後、毎事業年度開始後20日以内 | 年度途中入会は会費の四半期割を適用 |
| 個人会員 | 金 5,000 円   | 金 20,000 円 / 年    | 同上                                  |                   |
| 学生会員 | 金 1,000 円   | 金 4,000 円 / 年     | 同上                                  | 在学証明の継続提出を要する     |
| 賛助会員 | 金 300,000 円 | 金 1,200,000 円 / 年 | 同上                                  |                   |

### 備考

1. 会費の起算日は、別段の定めがない限り、入会承認日とする。
2. 年度途中の入会における会費は、四半期単位で計算するものとする。
3. 既納の入会金及び会費は、会員規約第12条第4項に基づき返還しない。
4. 入会金及び会費は2026年7月からの適用とする。また、6月30日時点で入会済の会員に関しては、入会金は0円とする。
5. 入会金及び会費は、本会の活動における会員の担う責任の度合いに応じ、事務局との協議と理事会による承認の上、減額または免除が適用される場合がある。

## 別表第2 会員区分ごとの基本的権利内容

上表の「○」は通常認められること、「△」は当法人が別に条件を定めた場合に認められること、「×」は原則として認められないことを意味します。

| 項目                           | 法人 | 個人 | 学生 | 賛助                 |
|------------------------------|----|----|----|--------------------|
| 会員向け定例会合 <sup>1</sup> への参加   | ○  | ○  | ○  | △<br>(招待がある場合)     |
| 研究会・分科会 <sup>1</sup> への参加    | ○  | ○  | ○  | △<br>(当法人が認める場合)   |
| 会員向け情報提供の受領                  | ○  | ○  | ○  | ○                  |
| 会員向けコミュニティ <sup>2</sup> への参加 | ○  | ○  | ○  | △<br>(当法人が認める場合)   |
| 本会主催イベントへの参加                 | ○  | ○  | ○  | △<br>(招待又は案内がある場合) |
| イベント優先案内又は優先受付               | ○  | △  | △  | △                  |
| 当法人への意見提出                    | ○  | ○  | ○  | ○                  |
| 当法人所定ルールに基づく<br>会員表示         | ○  | ×  | ×  | ○                  |
| 当法人ウェブサイト等への名称掲載             | ○  | ×  | ×  | ○                  |
| 活動報告の受領                      | ○  | ○  | ○  | ○                  |
| その他当法人が定める便益                 | △  | △  | △  | △                  |

### 注記

<sup>1</sup> 具体的な実施方法、回数、人数上限、参加条件その他の詳細は、個別の案内による

<sup>2</sup> Ethereum Japanの主催する、discordサーバー